

令和5年度の健康保険組合に対する実地指導監査については、「令和5年度における健康保険組合に対する実地指導監査について」（令和5年3月7日付厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき、前回監査から相当期間が経過している組合を対象として実施し、以下のとおり、改善を必要とする事項が見られました。

令和5年度 健康保険組合実地指導監査結果(主な指摘事項)

区 分	指 摘 事 項
事務処理に関する事項	印章及び預金通帳の保管について、これらを使用する都度に保管庫の開閉を行い、使用していないときは保管庫に格納して常時施錠すること。
	システム等運用管理規程に基づき、執務室内で個人情報を取り扱う区域に部外者が立ち入る場合は、入退室記録を作成し、同伴者等を含めて管理すること。
	個人情報保護管理規程に基づき、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合の組合の対応について定めること。
	医療費通知を世帯ごとにまとめて行う場合において、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」における「黙示による包括的な同意」が得られていないので改善すること。
	委託者及び受託者の双方に実施責任者を定めることとした業務委託契約において、実施責任者に交代があったときは、新たに定められた実施責任者を契約の相手側に通知し、また通知させること。
	受託者に個人情報取扱責任者の設置を課している業務委託契約において、その確認が不十分な点が見受けられたので改めること。
	「健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程」に係る取り扱いが遵守されていないので、適切な取り扱いとすること。
	電子媒体管理簿について、個人データの盗難・紛失等を防止するため、漏れのないよう記載すること。
	統合専用端末に使用するセキュアUSBメモリについては、他業務と共有しない等、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。
保健事業に関する事項	健康管理事業推進委員会については、保健事業の企画立案、実施計画の策定、実施結果の分析、評価を行い、理事会に対し意見の提出を行うこと。
	高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、特定健康診査等実施計画を定めること。
	特定健康診査等実施計画について、特定健康診査等基本指針等に基づき、年間スケジュールに関する事項及び個人情報保護に関する事項について整備すること。
適用に関する事項	被保険者証は、日々受払いの管理を行うとともに、定期的に管理責任者において現品と受払簿の突合を行うこと。
経理事務に関する事項	レターパック等の金券の管理について、経理事務事故防止等の観点から、管理者が定期的にその種類ごとに受払簿と照合し、確認した事跡を記録しておくこと。
	財産管理規程について、保管責任者が明確となるように整備すること。
	各種契約について、随意契約を行う場合であっても原則として2者以上の見積書を徴し、選定の経過が明らかになるよう起案書等の決裁を経て行き、当該見積書とともに保管すること。
	支出証拠書（保険給付費の請求書とその添付書類を含む）について、事故防止の観点から支出が完了した際に「支払済」等の表示をすること。
	会計事務取扱規程について、平成19年2月1日付保保発第0201001号通知に基づき整備すること。
	利子収入について、事実発生日をもって収入処理を行うこと。